十四の二第三項に規定する調整前連結税額から控除された」に改め、「（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、その定める金額の合計額）」を削り、同号ロ中「次に掲げる金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる金額のいずれも有する場合には、その定める金額の合計額）」を「同項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十四の二第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額」に改め、同号ロ(1)及び(2)を削り、同項第七号中「第三十九条の四十五の二第三項」を「第三十九条の四十五第三項」に改め、同号ロ中「第六十八条の十五の二第二項」を「第六十八条の十五第二項」に改め、同項第八号イ及びロ中「第三十九条の四十五の三第二十項各号」を「第三十九条の四十五の二第二十一項各号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二　当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の七第一項第十一号の二に掲げる規定によるものである場合　第三十九条の四十五の三第五項に規定する調整前連結税額から控除された金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額とする。

イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額

ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　同項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の三第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

第三十九条の四十八第六項第十号イ及びロ中「第三十九条の四十六第十八項」を「第三十九条の四十六第二十一項」に改め、同項第十一号を削り、同項第十二号を同項第十一号とし、同条第七項中「、第五号ロ(2)、第六号ロ(2)」を削り、「第十二号ロ」を「第十一号ロ」に、「第六十八条の十一第十一項」を「第六十八条の十一第六項」に改め、「、第六十八条の十四第四項、第六十八条の十一第六項」を削る。

第三十九条の五十三及び第三十九条の五十四を次のように改める。

第三十九条の五十三及び第三十九条の五十四　削除

第三十九条の五十五の見出しを「（特定地域における電気通信設備の特別償却）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第六十八条の二十六第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める特定電気通信設備（特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通信設備のうち、専ら、電磁的記録（同号に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び保管し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を提供するためのものとして財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）とする。

一　法第六十八条の二十六第一項に規定する総務省令で定める地域（以下この条において「設置促進地域」という。）内に設置された施設及び設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して第二十八条の八第一号に規定する特定情報通信業（以下この条において「特定情報通信業」という。）を行う連結法人　当該連結法人が設置促進地域内において新設又は増設をした当該連結法人の特定情報通信業の用に供する一の生産等設備（発電に係る設備を含む。以下この条において同じ。）を構成する特定電気通信設備で、その取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該一の生産等設備を構成する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの（当該特定電気通信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）

二　前号に掲げる連結法人以外の特定情報通信業を行う連結法人　当該連結法人が設置促進地域内において新設又は増設をした当該連結法人の特定情報通信業の用に供する一の生産等設備を構成する特定電気通信設備

第三十九条の五十五第二項を削る。

第三十九条の六十第五項を削り、同条第四項中「公共職業安定所長」を「当該連結親法人又はその連結子法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長」に、「第二十九条第一項第二号に掲げる」を「同項第五号に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「公共職業安定所の長」を「当該連結親法人又はその連結子法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「公共職業安定所長」を「当該連結親法人又はその連結子法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長」に改め、同項第三号中「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「工場又は事業場」を「事業所」に改め、「（次項から第四項までにおいて「公共職業安定所長」という。）」を削り、「及び第四項」を「及び第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の三十一第一項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する連結親法人又はその各連結子法人ごとに、同条第二項第一号に規定する障害者が労働に従事する事業所にあるものであることにつき当該連結親法人又はその連結子法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備とする。

第三十九条の六十五第二項中「倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供する」を削り、「又は構築物のうち第二十九条の六第二項各号に掲げるものであつて」を「及び構築物のうち、第二十九条の六第二項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの（貯蔵槽倉庫にあつては、同条第一項第二号に規定する特定臨港地区内にあるものに限る。）で」に、「第二十九条の六第二項第一号に掲げる」を「冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫以外の倉庫で階数が二以上の」に改め、同条第三項中「建物又は」を「建物及び」に、「法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（次項において「連結確定申告書」という。）」を「連結確定申告書等」に改め、同条第四項中「建物又は」を「建物及び」に、「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」を「確定申告書等」に、「連結確定申告書」を「連結確定申告書等」に改める。

第三十九条の六十九第一項第一号を削り、同項第二号中「又は第十四項」及び「又は第六十八条の三十五」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第百十五条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四又は第六十八条の三十六の規定

第三十九条の六十九第二項第一号中「第四十八条の二第一項第二号ロ」を「第四十八条の二第一項第一号イ(2)」に改め、同条第三項第二号を削り、同項第三号中「第十一号」を「第十号」に改め、「又は第十四項」及び「又は第六十八条の三十五」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第十五号」を「第十四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第十六号」を「第十五号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この号及び第十六号において「平成二十八年改正法」という。）附則第百十五条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四又は第六十八条の三十六の規定